

評議員、非常勤役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会（以下「協会」という。）の定款第14条及び第31条の規程に基づき、協会の評議員及び定款第25条に定める役員のうち非常勤の役員（以下「非常勤の役員等」という。）の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤の役員等の報酬は無報酬とする。ただし、評議員会、理事会若しくは評議員選定委員会への出席又は協会に関する用務に従事したとき、及び監事が定款第28条第2項の業務に従事したときは、別表の報酬を支給する。

(旅費)

第3条 非常勤の役員等が、協会に関する用務のために旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、協会の旅費規程により計算した額を支給する。

(費用)

第4条 非常勤の役員等が、協会に関する用務のため特別の経費を負担する場合は、その経費を支給する。

(支給方法)

第5条 第2条から前条までの報酬等は、その用務の都度、現金により支給する。

(規程の変更)

第6条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、非常勤の役員等の報酬等の額及びその支給基準に関し必要な事項は、理事会で審議して会長が定める。

別表 役員等の種類及び報酬

役員等の種類	報酬額
理事、評議員、監事及び評議員選定委員会委員	日額 2,000円
監事 (定款第28条第2項の業務に従事したとき)	日額 10,000円

附則

この規程は、設立の登記の日から施行する。(平成24年5月28日理事会決議)

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。